



口蹄疫
関連情報 No.1

口蹄疫ウイルスの日本への侵入リスクは 高い状況が続いています。

2010年4月、宮崎県で発生した口蹄疫は、297,808頭の家畜の尊い命を奪い、我が国畜産史上最大の被害をもたらしました。あれから11年経ちました。[宮崎県口蹄疫復興メモリアルサイト \(miyazaki.lg.jp\)](http://miyazaki.lg.jp)

口蹄疫の終息以降、徹底した水際防疫、地域防疫、農場防疫に取り組み、現在、国内での発生はありません。

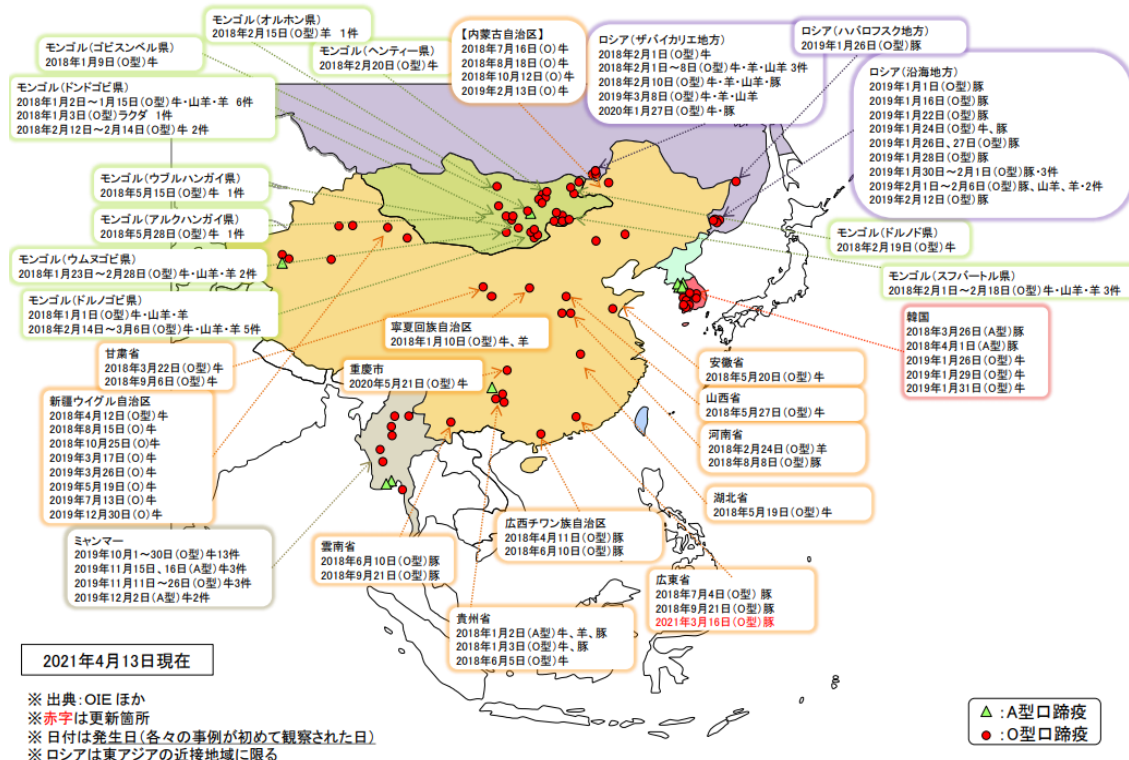
(2011年2月5日、日本は、OIE(国際獣疫事務局)により、ワクチン非接種口蹄疫清浄国として認定されました。)

しかし、口蹄疫は、現在も中国、韓国、モンゴル、ロシア極東地域において発生が確認されており、日本への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは高い状況が続いています。

家畜の悪性伝染病の侵入は、国内の畜産業に甚大な被害をもたらすのみならず、侵入した地域の社会経済活動にも大きな影響を及ぼします。水際対策として、空港、海港では、動植物検疫探知犬※による手荷物の探知、入国時の質問、靴底消毒が行われています。

※動植物検疫探知犬：手荷物や国際郵便・宅配物の中から動植物検疫の検査を必要とする肉製品、果物等を嗅ぎ分けて発見する訓練を受け、アフリカ豚熱、豚熱、鳥インフルエンザ、口蹄疫などの家畜の伝染病やミバエなどの植物の病害虫が日本へ侵入することを防ぐという重要な役割を担っている。

アジアにおける口蹄疫の発生状況（2018年1月以降の発生）



【農林水産省 HP より】

また、海外からの畜産物の違法な持ち込みへの対応が厳格化され、家畜伝染病予防法の改正により、2020年7月1日から、肉製品などの畜産物を違法に持ち込んだ場合、300万円以下（法人の場合5000万円以下）の罰金又は3年以下の懲役が科せられることになりました。（これまで最高100万円だった罰金が、最高300万円に引き上げられました。）

畜産に従事する方は、家畜の悪性伝染病が発生している国や地域へ渡航する場合、畜産関連施設、生鳥市場等への立ち入りや、家畜への接触を避けること、海外から技能実習生を受け入れる農場の方は、実習生に対し、肉類を日本国内に持ち込まないように指導をすることが重要です。

【関連サイト】

農林水産省

- ◆ [口蹄疫に関する情報：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)
- ◆ [海外から日本の農場に来る技能実習生や受け入れる方への情報：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

- ◆ [動物衛生研究部門:口蹄疫 | 農研機構 \(naro.go.jp\)](http://naro.go.jp)
- ◆ [動衛研：家畜の監視伝染病 家畜伝染病－3 口蹄疫 \(foot-and-mouth disease\) \(affrc.go.jp\)](http://affrc.go.jp)

茨城県農林水産部畜産課

- ◆ [茨城空港における海外からの家畜の伝染病侵入防止のための広報活動について／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)
- ◆ [毎月第1金曜日を「一斉消毒の日」と設定しました／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

動物検疫所

- ◆ [家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)
- ◆ [肉製品などのおみやげについて：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)